

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県吏員恩給条例等の一部を改正する条例（埼玉県条例第七号）（職員健康支援課）

### 一 趣旨

民法の一部改正により成年年齢が引き下げられることに伴い、未成年の子がいることにより扶助料の寡婦加算の対象となっている者等がその権利を失わないようにするための改正

### 二 内容

- (一) 民法改正に伴う経過措置
- (二) 規定の整備

### 三 施行期日

令和四年四月一日